

負担限度額認定申請に係る注意事項

1. 適用要件

利用者 負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の基準額※
1	生活保護受給者の方等	単身：1,000万円以下
	老齢福祉年金受給者の方	夫婦：2,000万円以下
2	合計所得金額＋課税年金収入額 ＋非課税年金収入額が <u>80万円以下の方</u>	単身： 650万円以下 夫婦：1,650万円以下
	合計所得金額＋課税年金収入額 ＋非課税年金収入額が <u>80万円超120万円以下の方</u>	単身： 550万円以下 夫婦：1,550万円以下
3-①	合計所得金額＋課税年金収入額 ＋非課税年金収入額が <u>120万円超の人</u>	単身： 500万円以下 夫婦：1,500万円以下
3-②	合計所得金額＋課税年金収入額 ＋非課税年金収入額が <u>120万円超の人</u>	単身： 500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※2号被保険者(65歳未満)の方は、利用者負担段階に関わらず、単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

2. 申請に必要なもの

①申請書 ②同意書 ③預貯金等の資産の額がわかる書類 ※下表参照

預貯金等の資産に含まれるもの	添付する書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し※ 全ての預貯金が対象です。 動きのない通帳も写しが必要です。 ※配偶者がいる場合は、配偶者分の写しが必要です。
有価証券（株式・国債など）	証券会社や銀行等の口座残高の写し
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の写し
タンス預金（現金）	自己申告

・通帳の写しは、以下の部分をコピーして下さい。

①口座名義人、口座番号等がわかるページ（開いて最初のページ）

②年金の振り込みが確認できるページ

③最新の残高 ※繰り越した通帳で最新残高のみ記載の場合は旧通帳の写しが必要です。

※定期預金のある方は、そちらの写しをお願いします。

・必ず記帳を済ませたうえで、コピーしてください。

・インターネットバンク等を利用している場合は、ウェブサイトのページの写しでも可能です。

・負債の額は、預貯金等の資産の合計から差し引いて計算します。（借用証書などの写しが
必要です。）

（裏面へ続く）

3. 申請に関する注意点

- ・例年、更新開始時期には申請が集中し、受付に時間を要する場合があります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り来庁時期を分散いただきますようご理解、ご協力をお願いいたします。
- ・郵送申請も可能ですので、ご利用ください。内容に不備がある場合は、ご連絡させていただきますので、日中ご連絡の取れるお電話番号を必ず記入してください。
- ・申請を受理したその月の1日から認定となります。
- ・配偶者については、住民票上、世帯が異なる場合や事実上婚姻関係にある場合を含みます。
- ・必要に応じて金融機関等に照会をかける場合があります。
- ・申請書や添付書類の内容について、問い合わせる場合がありますので、日中ご連絡の取れるお電話番号を記入してください。
- ・個人番号（マイナンバー）の記載がない場合も申請は受理いたします。個人番号を記載された場合は、本人や代理人の身元確認や代理権の確認及び番号の確認ができる書類の提示が必要となります。
※身分確認：個人番号カード、運転免許証など
代理権：親族確認のできる書類、委任状など
- ・申請者は、原則としてご本人もしくはご親族に限ります。特別な事情がない限り、施設職員やケアマネージャーからの申請はお受けしかねます。
- ・同意書の代筆についても、代筆者はご親族でお願いします。
- ・ご家族が整えた書類一式を施設職員やケアマネージャーの方が代理で持ってくることは可能です。
- ・介護保険法第22条第1項により、不正行為により受給した場合、給付額の返還に加え、給付額の最大2倍の加算金を課される場合があります。

<問い合わせ先>

〒297-8511

茂原市道表1番地

茂原市役所 福祉部 高齢者支援課 介護給付係

TEL 0475-20-1572